



## ローン控除で国税OB税理士が勝訴！

税法データベースには、TAINS会員から貴重な判決・裁決が、提供されています。今回、転勤を命じられた公務員宿舎に住んでいた税務署職員が、週末を過ごしていた自宅マンションのローン控除を認められなかつたのは違法であるとして、税務署長を相手取って更正処分の取消しを求めた訴訟で勝訴したという、大変、珍しい判決を送っていただきました。税務訴訟で納税者が勝訴するのは珍しいと、地元の新聞も5段抜きでコメントしていますが、勝訴したのが元税務署職員であり、その上、指定代理人7人の国側に対し、弁護士抜きの本人訴訟で勝訴したということで、話題を集めています(平14.6.28札幌地裁、確定、Z888-0627)。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

### 1. 事案の概要

原告は、昭和60年4月1日付で、国家公務員の税務職としてS国税局に採用され、平成6年4月、新築分譲マンションを長期借入を行って購入し、同年5月から居住していたところ、平成8年7月、220キロメートル離れたN税務署への転勤を命じられ、平成9年5月31日に同署を依頼退職するまで、公務員宿舎を使用していました。原告は平成9年分の所得税について本件マンションにつきローン控除を適用して申告したところ、否認され、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を受け、異議申立て、審査請求を経て出訴したという事案です。

### 2. 原告の主張

本件家屋は鉄筋コンクリート6階建ての5階に位置し、専有部分の床面積は77.55平方メートル、3DKで、生活用の各種設備等を完備し、原告は金曜日の勤務時間終了後に本件家屋に直行し、土日はここで過ごし、月曜日の朝に本件家屋からN税務署に直行し、貴重品の保管、郵便物の受取り、町内会への参加、保険契約、社会保険庁、車検の登録などいずれも本件家屋としていた。

一方、転勤先の宿舎は社会通念上、生活の用に供することができないほど老朽化し、構造設備の状況は劣悪であり、電話機もなく、風呂場は陳腐な造作であったため、原告は銭湯を利用し、冬期には赤外線こたつ及び可動式灯油ストーブで暖をとっていたにすぎなかった。各種公共料金を比較すると本件マンションの方が多く、原告が本件マンションを生活の本拠としていたことを客観的に裏付けるものである。

### 3. 裁判所の判断

被告は、原告の年齢、職歴、社会的地位等に照らすと、その生活の中心は、税務署職員としての社会的地位を中心に考えるべきであるとして、本件マンションは、原告が余暇を楽しむ場所にすぎない旨主張する。

しかし、①原告は、N税務署への転勤命令により、税務署を退職しようと考え始め、その後1年も経過しないうちに税務署を退職していること、②原告には、税務署に在勤中も不動産賃貸による相当額の所得があったことに照らせば、原告の生活の拠点の所在を判断するにあたって職業である税務署職員としての社会的地位を中心に考えるべきであるとまでは断じ難いというべきであるし、本件公務員宿舎を居住の用に供したことと、本件マンションもまた居住の用に供したこととは必ずしも矛盾抵触するものではないと解される。原告の本件マンションにおける生活状況、その構造及び設備の状況等、とりわけ、原告がかねてから本件マンションを唯一の生活の拠点として利用していたところ、転勤のためその生活用品のごく一部を本件公務員宿舎に移してそこで平日は起居していたとはいえ、原告の日常生活設備の大部分がある本件マンションにおいて、現代生活に不可欠ともいうべき生活情報を集約し、毎週末には必ずそこに戻って起居し、生活の拠点という名にふさわしい生活を送っていた状況に照らせば、本件マンションが原告にとって余暇を楽しむ場所にすぎなかつたなどとは到底解し難いのであって、被告の上記主張は、採用することができない。

(税法データベース編集室 朝倉 洋子)

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判26頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。